

# 練馬区福祉のまちづくり推進条例（素案）概要

## 条例制定の背景、趣旨等

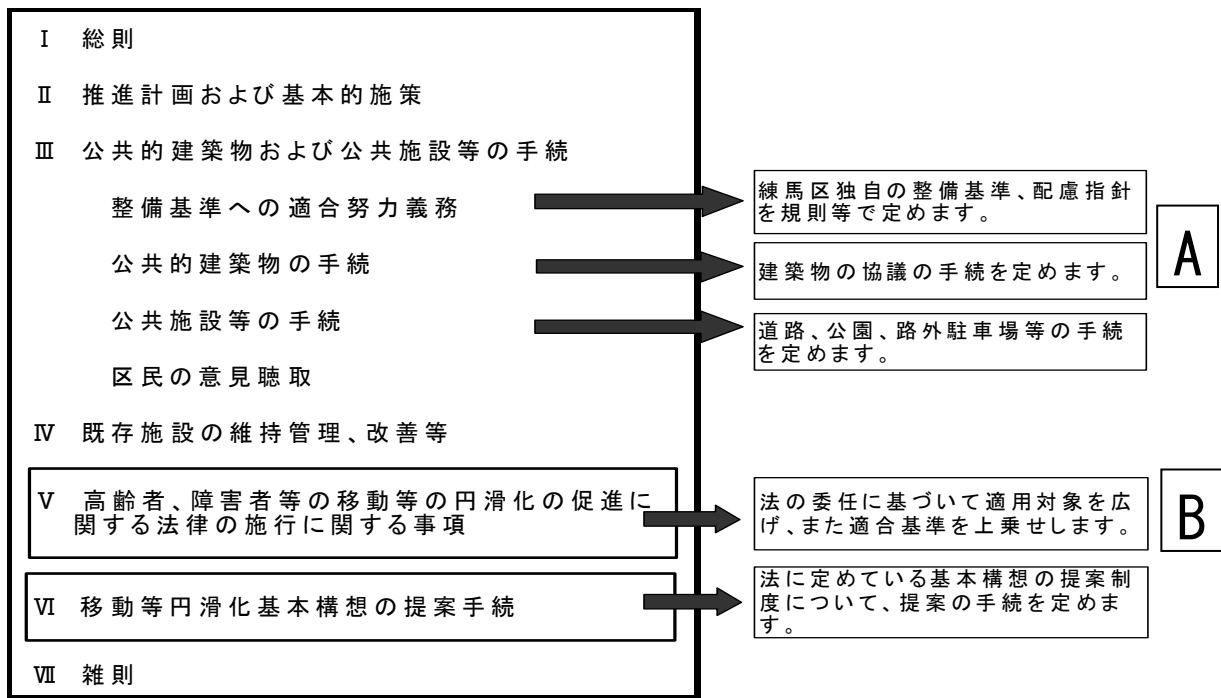
練馬区では、平成18年3月に策定した「福祉のまちづくり総合計画」で、区・区民・事業者の責務を明確にし、総合的・計画的に福祉のまちづくりを推進してきました。

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」と言う。）では、不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物に対してバリアフリー化を義務付けるとともに、対象施設や整備基準等について条例で付加することができることとなりました。

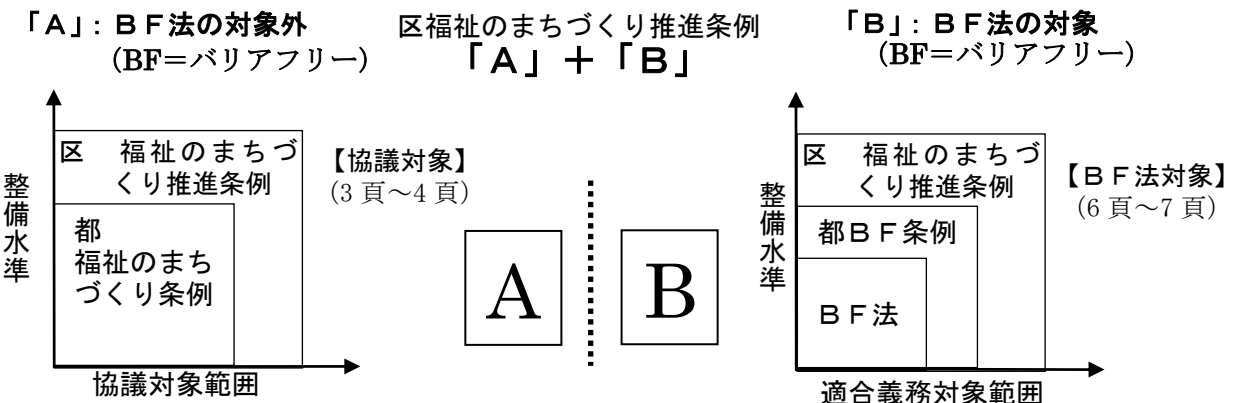
東京都では、法にもとづく「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「東京都建築物バリアフリー条例」と言う。）を制定し、また、「福祉のまちづくり条例」を改正しました。

練馬区では、上記の状況と少子高齢社会の進展や住宅都市である練馬区の実情等を踏まえ、平成19年6月から区民、事業者との協働により、条例を検討してきました。

### ○●●福祉のまちづくり推進条例の構成●●○



### ○●●福祉のまちづくり推進条例による建築物の対象の拡大と基準の上乗せ●●○



## I 総則

総則では、この条例全体にかかわることを定めます。

条例の目的、用語の定義、基本理念、区・事業者・区民等の責務について定めます。

### <目的>

練馬区における福祉のまちづくりの推進について、基本理念を定め、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、推進計画、整備基準、手続等必要な事項を定めることにより、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### <定義>

この条例で用いる、次のような用語の定義について定めます。

「福祉のまちづくり」「公共的建築物」「公共施設等」「指定施設」「区民等」「事業者」「建築等」

### <基本理念>

福祉のまちづくりが総合的に推進されるために、つぎの3つを基本理念として掲げます。

- ①人々の多様な状況を、共感を持って理解し、意見を反映させるように取り組む。
- ②区、事業者、区民等が主体的に取組、相互に尊重し、協力することにより推進する。
- ③着実な実施を図り、継続的に発展させる。

### <責務>

区、事業者、区民等それぞれの責務について定めます。

区：施策の策定・実施、事業者・区民等への支援、区が所有・管理する施設への必要な措置

事業者：主体的かつ積極的な推進、区の施策への協力、所有・管理する施設への必要な措置

区民等：主体的かつ積極的な推進、整備された施設の利用の妨げとなる行為をしない

## II 推進計画および基本的施策

この章では、区の福祉のまちづくりに関する4つの基本的施策と「福祉のまちづくりの推進に関する計画」について定めます。現行の「福祉のまちづくり総合計画」の計画期間内については、当該計画を「福祉のまちづくりの推進に関する計画」とみなします。

### <福祉のまちづくりの推進に関する計画（推進計画）>

区長は、基本理念に即して（推進計画）を策定し、下記の事項を定める。

- ①福祉のまちづくりに関する目標、
- ②区・事業者・区民等が連携協力して推進するための具体的方針
- ③その他重要事項、を定める。

また、区長は、推進計画の策定の際には、区民等の意見を聴き、反映するよう努める。

### <啓発等>

区長は啓発・学習支援、交流機会の設置に努める。

### <情報の提供等>

区長は事業者・区民等との情報共有に努める。

### <区民等の連携による推進>

区長は、区民等・事業者が連携する福祉のまちづくり活動に対し、必要な技術的支援を行なう。

### <調査および検討>

区長は必要な調査を実施し、施策を発展させる。

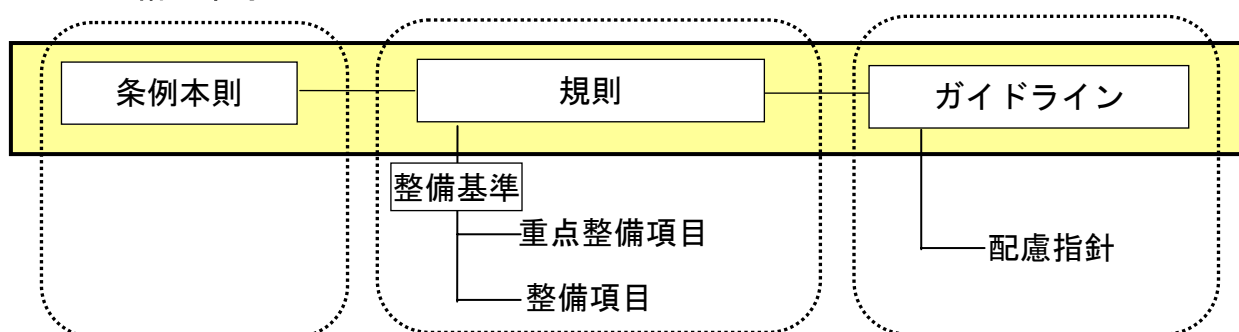
### Ⅲ 公共的建築物および公共施設等の手続

この章では、第一に、整備基準と適合努力義務、第二に公共的建築物と手続、第三に公共施設と手続について規定します。

#### Ⅲ－１ 整備基準への適合努力義務

- ①公共的建築物または公共施設等を所有・管理する者は、規則で定める整備基準に適合させるための措置を講じるよう努めなければならない。
- ②区長は、すべての人がより安全かつ円滑に利用できるため、配慮指針を定めるものとする。
- ③公共的建築物または公共施設等を所有・管理する者は、配慮指針に基づき整備・管理するよう努めなければならない。

#### ○●●整備基準等の3つのレベル●●○



#### 【解説】

- 整備基準は、東京都福祉のまちづくり条例、区の福祉のまちづくり整備要綱等を踏まえ、指定施設ごとに定めます。
- バリアフリー法の整備基準が確認審査の対象となり、適合義務が課せられるのに対して、区で定める独自の整備基準は、申請者との協議により実現を図るものです。
- 整備基準は、条例に基づいて規則で定めます。
  - 重点整備項目：主に不特定多数の者が利用する指定施設についての基準
  - 整備項目：主に特定多数の者が利用する指定施設についての基準
- 区の条例に基づき別に定める配慮指針は、数値等の基準で定めることが困難な事項について、申請者の自主的判断と建築物の条件にあった柔軟な対応が可能なようにユニバーサルデザインの考え方に基づいて定めるものです。

#### 公共的建築物の規則に定める基準・配慮指針のイメージ【階段の場合】

<p>[重点整備項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>階段のうち1以上は、踊り場に手すりの設置。</li> </ul>	<p>[整備項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>階段のうち1以上は、踊り場を含め両側に手すりの設置。</li> </ul>	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>側面を手すり子形式にする場合は、子どもが頭をいれたりしないよう間隔に配慮する。</li> <li>エレベーターへの案内を表示する。</li> </ul>
---	--	---

#### 公共施設等の規則に定める基準・配慮指針のイメージ【公園の便所の場合】

<p>[整備項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>だれでもトイレには、だれもが利用できる旨表示すること。</li> </ul>	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>便所の出入口や、だれでもトイレの扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。</li> </ul>
---	--

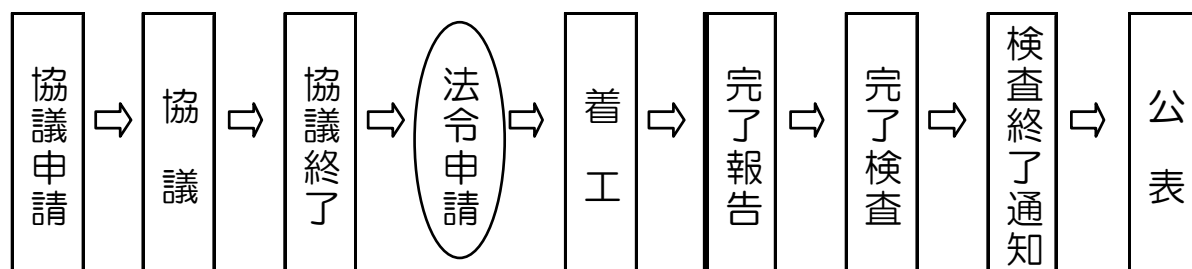
## Ⅲ－２ 公共的建築物の手続

- ①公共的建築物の建築等にあたっては、区長と協議しなければならない。
- ②区長は、協議にあたり、整備基準および配慮指針に照らし、助言または指導ができる。
- ③区長は、安全かつ円滑に利用が図られるよう講じた措置の概要について公表できる。

### 【解説】

- ・公共的建築物について、協議の対象とし、区長は、整備基準および配慮指針に照らして指導または助言を行います。
- ・すべての人が安全かつ円滑に公共的建築物を利用できるように講じた措置の概要を、事業者の同意により公表し、建築物の整備状況について利用者がわかるようにします。

○●●手続の流れイメージ図●●○



## Ⅲ－３ 公共施設等の手続

- ①公共施設等の新設等にあたっては、区長に届け出なければならない。
- ②区長は、整備基準および配慮指針に照らし、助言または指導ができる。
- ③区長は、安全かつ円滑に利用が図られるよう講じた措置の概要について公表できる。

### 【解説】

- ・規則で定める道路、公園、路外駐車場等の公共施設等を届出の対象とし、整備基準および配慮指針に照らして、区長は指導または助言を行います。
- ・すべての人が安全かつ円滑に公共施設等を利用できるように講じた措置の概要を、事業者の同意により公表し公共施設等の整備状況について利用者がわかるようにします。

### Ⅲ－４ 区民の意見聴取

区長は、規則に定める規模以上の建築物を新たに建築し、または公園を新設しようとするときは、整備基準および配慮指針に照らし、区民の意見を聴くための措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。

#### 【解説】

- ・ 区は、この条例で規定する先導的役割の一環として、区が自ら整備する建築物や公園の新設にあたり、あらかじめ、整備基準および配慮指針に照らして、区民の意見を聴くための措置を講じて、意見を反映するよう努めるものとします。
- ・ この規定は、設計の段階で高齢者や障害者などの施設利用に関する多様な状況に関する意見を伺い、個々の施設に合った整備を行うためのものです。
- ・ そのため、必要な意見を伺うための組織等を設け、その意見を施設の設計に反映するよう努めるものとします。

### Ⅳ 既存施設の維持管理、改善等

すべての人が等しく社会参加する機会を確保するためには、新たに整備する施設だけでなく、既存の施設も含めて適正に維持管理され、さらに改善されることが必要です。

また、相互に接する施設等は連続して整備されることが望ましいことから、以下の規定を定めます。

#### <一体的な整備>

公共的建築物・公共施設等を所有・管理する者は、施設間の円滑な移動のため、他の施設を所有・管理する者と連携し、相互に接する部分について一体的に整備するよう努めなければならない。

#### <共同住宅等の供給および維持管理>

共同住宅等（共同住宅、寄宿舎、寮など）を供給または管理する者は、整備基準に基づき供給し、適正な維持管理を行うよう努めなければならない。

#### <既存施設の改善>

- ①事業者は、区長が要請したときは、不特定多数の者が利用する既存の公共的建築物について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるかどうか調査し、その結果を区長に報告する。
- ②区長は、①の調査報告について、特に必要があると認めるときは、事業者に対し改修に関する計画を届け出るよう求めることができる。
- ③区長は、②の届出に対し、助言することができる。

#### 【解説】

新たに建築される公共的建築物については、この条例に定める基準が適用されることにより整備が進みますが、既存の公共的建築物についても暫時改善が進むことが期待されます。とりわけ、不特定多数の者が頻繁に利用する大規模な病院やスーパーマーケット等については、改善が求められます。そこで、これらの既存の公共的建築物については、バリアフリーの状況について報告を求めるとともに、必要な改善が促進されるよう区長が助言できるようにします。

## V バリアフリー法の施行に関する事項

この章は、バリアフリー法の規定に基づいて、対象の拡大（用途、規模）と基準の上乗せを定めることを明記します。

### V-1 特別特定建築物に追加する特定建築物、特別特定建築物の建築の規模

#### 【解説】

- ・住宅都市という練馬区の特性を踏まえ、地域生活に密着した用途である特別特定建築物（条例で追加する特定建築物を含む）について、東京都建築物バリアフリー条例よりも床面積の規模を引き下げます。

適合義務の対象用途	対象規模（床面積の合計）	
	練馬区	東京都
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）</li> <li>・集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）または公会堂</li> <li>・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</li> <li>・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</li> <li>・博物館、美術館または図書館</li> <li>・車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの</li> <li>・公衆便所</li> </ul>	全ての規模	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）</li> <li>・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</li> <li>・飲食店</li> <li>・理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> </ul>	200㎡以上 ※1	500㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の停留または駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）</li> </ul>	500㎡以上	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場、観覧場、映画館または演芸場</li> <li>・集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）</li> <li>・展示場</li> <li>・ホテルまたは旅館</li> <li>・体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設または遊技場</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・料理店</li> </ul>	1,000㎡以上	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅</li> </ul>	1,000㎡以上 ※2	2,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合建築物</li> </ul>	2,000㎡以上	

※1 200㎡以上500㎡未満のものに適用される整備基準は限定されます。

※2 1,000㎡以上2,000㎡未満のものに適用される整備基準は限定されます。

## V-2 建築物移動等円滑化基準の付加

### 【解説】

- 東京都建築物バリアフリー条例で付加している建築物移動等円滑化基準のほか、主に以下の建築物移動等円滑化基準を付加します。なお、建築物の用途や規模に応じて、適用する基準は異なります。

廊下等	安全に歩行するために必要な高さ・空間を確保する。
便所 ※1	段差を設けない。
	1以上の大便器を腰掛便座とし、便房に手すりを設置する。
	着替台その他の立って着替えのできる設備を設置する。 ※2
	ベッドその他の着替えのできる設備を設置する。 ※3
敷地内通路	安全に歩行するために必要な高さ・空間を確保する。
移動等円滑	エレベーターのかご等の出入口にガラス窓を設置する。
	敷地内通路に排水溝、集水ますを設けない。

※1 共同住宅は適用外。

※2 規模が2,000㎡以上のものが適用。（用途は限定される）

※3 規模が5,000㎡以上のものが適用。（用途は限定される）

## VI 移動等円滑化基本構想の提案手続

バリアフリー法では、重点整備地区について、バリアフリー化のための事業を重点的・一体的に推進するための移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」と言う。）を市町村が策定することができるとし、また、住民や施設の利用者等の利害を有する人は、市町村に対して基本構想の作成または変更を提案できることを定めています。

この基本構想の提案についての手続を定めます。

### <支援>

区長は、基本構想の作成等を提案しようとする者（以下「提案者」という。）に、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

### <説明会>

提案者は、区域内の住民その他利害関係者に対して説明会を開催し、意見を聴く。

### <基本構想の提案>

提案者は、基本構想の素案のほか、規則で定める文書を区長に提出する。

### <素案の公表および意見の聴取>

区長は、基本構想の素案を公表し、区域内の住民その他利害関係者の意見を聴くことができる。

### <提案の採用の判断>

区長は、基本構想の提案について、つぎの事項にもとづき作成・変更の判断を行う。

- ①バリアフリー法の基本方針に則していること。
- ②提案の内容に、合理的な根拠があること。
- ③提案の区域に、合理的な根拠があること。
- ④提案の内容が、条例の基本理念や整備基準に即していること。
- ⑤提案の内容が、法令等に即していること。
- ⑥提案の内容に関係する計画、方針等に即していること。

## Ⅶ 雑則

雑則として、この条例の適用除外や報告、勧告、公表などについて定めます。

### <適用除外>

国、他の地方公共団体、規則で定める公共団体（国等）、区が行う公共施設等の新設等については、Ⅲ－３の公共施設の手続の規定は適用しない。

### <先導的役割>

区は、自ら所有または管理する公共的建築物・公共施設等は、率先して整備基準への適合を図るものとする。

区長は、国等に対し、これらが所有または管理する公共的建築物・公共施設等について、整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

### <報告>

区長は、協議申請をした事業者等に対して、施工・管理の状況について、必要な報告を求めることができる。

### <勧告>

区長は、事業者に対して適切な措置を講じるよう勧告することができる。

### <公表>

区長は、勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨および勧告の内容を公表することができる。

### <報告書>

区長は、この条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

## 【今後のスケジュール】

### 条例制定、施行までのスケジュール

- (1) 区民意見反映制度の実施 意見募集期間：11月21日（土）から12月11日（金）
- (2) 素案説明会の実施  
11月26日（木）午後7時～8時30分 本庁舎地下多目的会議室
- (3) 区議会第1回定例会に「条例案」を提出  
公布の日から6ヶ月程度の周知期間をとった後に施行を予定

### 問い合わせ先

ねりまくかんきょう じぎょうほんぶとしせいびぶけんちくかふくし たんとうがかり  
練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部建築課福祉のまちづくり担当係  
電話 5984-1649（直通） FAX 5984-1225  
メール kenchikudai1@city.nerima.tokyo.jp